

樋口英明さん

(元裁判官)

裁判に求められる「理性と良識」——高い耐震性のない原発は危険

原発関連の裁判では、住民側が原発の危険性を指摘し、国や電力会社を訴えても、ほとんど敗訴する。その中にあって、福島第一原発事故後初めて、住民勝訴の判決を出したのが福井地裁裁判長だった樋口英明さんだ。退官後は、原発の危険性を訴える講演活動を行っている。なぜ、裁判官は住民敗訴の判決を出し続けるのか。樋口さんに聞いた。

裁判は学術論争の場ではない

——なぜ裁判官に？

大学で法律を勉強したのですが、将来を考えたとき、性格からして、官僚やサラリーマンにはなれないと思いついて。学者になるにしても、当時はドイツ語習得が条件で、語学がもともと苦手な私には無理。残った選択肢が法曹界で、初めは弁護士志望でした。自由度が高いと思ったからです。でも二年間の司法修習で裁判官になろうと決めました。というのは、検察官、裁

判官、弁護士の中では、裁判官の自由度が高いと知ったからです。

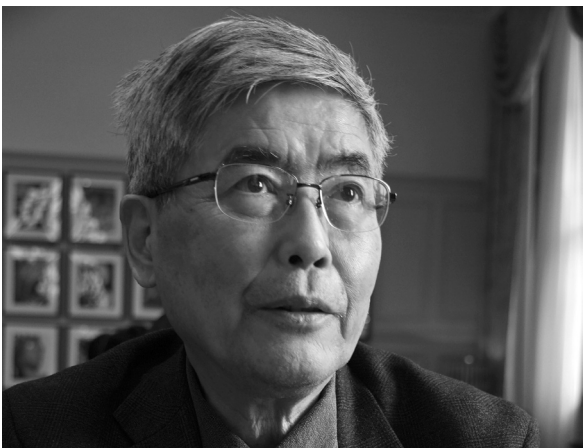
弁護士は依頼者の意向に縛られる傾向があります。裁判官も法には縛られますが、日本の憲法と憲法を基礎とする法律はそれなりによくできていて、法と私の良心とが衝突することはなかったんです。

——修習時代の担当官からの影響もありましたか？
担当裁判官は自由にモノを考える人で、教わったのは「自分の頭で考えて、自分で判断しろ」でした。その教えを受けたことはラッキーでした。

——樋口さんの名が知られたのは、福井県などの住民

一六六人が提訴した「大飯原発3号機・4号機の運転差し止め請求訴訟」で、福井地裁判決所で「差し止め判決」を出したことです。従来から原発問題は意識されてきたのですか？

恥ずかしながら、まったくありませんでした。初めて意識したのは、やはり3・11の地震と大津波による福島第一原発事故です。



●ひぐち・ひであき 1952年生まれ。京都大学法学部卒業。各地の地裁や大阪高裁の判事を歴任。2014年5月21日、関西電力大飯原発3・4号機の運転差し止めを命じる判決を出した（18年、名古屋高裁の控訴審で差し止め判決は取り消し）。15年4月14日、福井県と近畿地方の住民ら9人が関西電力高浜原発3・4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分申請に対し、住民側の申し立てを認める決定を出した。17年8月定年退官。

——翌二年十一月、「大飯原発3・4号機の運転差し止め請求」の担当となるわけですね。原発事故前の二〇〇六年、金沢地裁の井戸謙一裁判長（当時。現在は弁護士）が、住民が起こした北陸電力志賀原発2号機の「運転差し止め請求」に対し、「もともと耐震性を高めてからの稼働であるべき」として差し止め命令を出しました。あの判例は参考にされたのですか？

3・11の前に、あの指摘をした裁判長は先見の明がありました。井戸さんの指摘のとおり事故が福島第一原発で起こりました。その意味で井戸さんの指摘はズバリ正解です。

でも私は、あの判例をさほど参考にはしませんでした。私がやろうと思ったのは、原発の生の危険性という事実を自分で調べて判断することでした。大飯原発3・4号機は、一三年九月から定期検査で停止する予定でした。判決を出すすれば、再稼働される前だと思いましたが、というのは、どういう判決であれ、再稼働されたからの判決では「間が悪い」からです。再稼働後の判決では裁判所の役割を充分に果たしたとは言えないと思ったからです。

——住民勝訴の判決が一四年五月二十一日。提訴から